

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業に係る
環境影響評価方法書に対する滋賀県知事意見

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価準備書以降の図書に適切に記載すること。

1 全般的事項

- (1) 今後の手続きを進めるに当たっては、周辺の地域住民や農業者、漁業者等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- (2) 施設の設計や配置、排出諸元などを具体的に設定した上で、対象事業実施区域周辺の自然的状況および社会的状況を踏まえ、適切に調査、予測および評価を行うこと。また、調査については、必要に応じた見直しや追加を含め、方法、項目および地点等を適切に設定して行うこと。
- (3) 環境影響評価の項目として選定しなかった環境要素について、今後の事業計画の検討の中で、事業による影響を受けるおそれがあると判断される場合には、環境影響評価の項目として追加で選定し、予測および評価を行うこと。また、選定しなかった環境要素については、環境影響評価準備書においてその理由を明確に示すこと。
- (4) 焼却施設と併せて近傍にリサイクル施設や斎場が整備予定であることを踏まえ、これらによる複合的な影響を含めた調査、予測および評価について検討すること。
- (5) 環境への影響を回避または極力低減するため、環境への影響が大きくなる条件のもとで予測および評価を行うだけでなく、負荷が低減された状態の排出諸元を設定するなど実行可能な範囲内で最大限の努力をすることを前提にした予測および評価を行うこと。
- (6) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

現地拡散実験で得られた結果を風向、大気安定度および排出高度等を考慮して整理し、周辺の地形を考慮して適切に大気質への影響について予測および評価を行うこと。また、排ガス拡散についての予測および評価については、煙突周辺の建物形状を十分考慮すること。

(2) 水環境

これまで水田として利用されてきた土地を改変することで、シルト分とともに重金属や蓄積した肥料分が流出し、水環境および生物環境に影響を与えるおそれがあると考えられる。ついては、土壌および水質の重金属、窒素、りんおよび亜鉛の調査を行い、水質や水生生物への影響の予測および評価を検討すること。

また、地下水を使用する場合には、必要に応じて環境影響評価の項目として追加で選定し、予測および評価を行うこと。

(3) 動物および植物

対象事業実施区域周辺には、既往調査で確認された重要な動物種以外にも、草地環境や林縁環境を好む希少な動物種が生息している可能性があることから、そうした種の見落としがないよう、適切に調査地点および調査ルートを設定すること。

また、植生調査にあたっては、里山集水域を構成する尾根沿い、谷沿い、田畑周辺、川沿いなどの環境ごとに、適切に調査地点を設定すること。

(4) 景観

景観への影響については、地域住民へのヒアリング等を踏まえて代表地点を選定するとともに、施設整備基本計画やプラントメーカーへのヒアリング等を踏まえて施設の配置や規模等を具体的に設定した上でフォトモンタージュを作成し、適切に予測および評価を行うこと。

(5) 温室効果ガス

滋賀県の“しがCO₂ネットゼロ”ムーブメントの取組の趣旨も踏まえ、エネルギー回収技術を積極的に導入するなど、温室効果ガスの排出削減に向けて最大限取り組むとともに、その効果について予測および評価を行うこと。

3 その他

本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。